

・第1編

総則

第1節 計画の目的

この計画は、葛巻町（以下「町」という。）の全域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、町防災会議が作成する計画で、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

第2節 町民の責務

町民は、「みんなで取り組む防災活動促進条例」（平成22年岩手県条例第49号）第4条に規定する県民の責務その他法令又は県計画若しくはこの地域防災計画により、防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

また、同条例の定めるところにより、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、要配慮者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、みんなで防災に取り組む。

第3節 県計画及び他の法令に基づく計画との関係

第1 県計画との関係

この計画は、県計画と整合性を有する。

第2 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町域に係る防災対策として総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法以外の法令の規定に基づく計画等は、この計画と矛盾し、又は抵触することがあってはならない。

第3 町その他計画との関係

この計画は、町における他の計画と矛盾し又は抵触することがあってはならない。

第4節 災害時における個人情報の取扱い

町は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、町が定める条例の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。

第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

1 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

2 町

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう、指示、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 県、町

機 関 名	業 務 の 大 綱
県	(1) 県防災会議、災害対策本部、災害特別警戒本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 (3) 防災訓練の実施に関すること。

① 第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 防災知識の普及及び教育に関すること。 (5) 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関すること。 (6) 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関すること。 (7) 災害応急対策の実施に関すること。 (8) 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること。 (9) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。 (10) 市町村その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関すること。
町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 (3) 防災訓練の実施に関すること。 (4) 防災知識の普及及び教育に関すること。 (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (6) 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。 (7) 災害応急対策の実施に関すること。 (8) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。

2 消 防

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
盛岡地区広域消防組合 消防本部 盛岡中央消防署葛巻分署 葛巻町消防団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防活動に関すること。 (2) 救急及び救助に関すること。 (3) 災害予防対策の実施協力に関すること。 (4) 災害応急対策の実施に関すること。

3 警 察

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
岩手県警察本部 岩手警察署・葛巻駐在所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関すること。 (2) 災害時における社会秩序の維持及び交通秩序の確保に関すること。

4 岩手県の組織の出先機関等

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
盛岡広域振興局 岩手県県央保健所 八幡平農業改良普及センター 岩手県中央家畜保健衛生所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における管内区域の県管理の道路及び橋梁等の応急対策に関すること。 (2) 管内区域の県管理の道路、橋梁、河川及び砂防施設の被害調査及び災害復旧に関すること。 (3) 災害時における管内県機関に係る応急対策の実施に必要な総合調査に関すること。 (4) 災害時における情報の収集に関すること。 (5) 管内区域の農畜産施設等の被害調査に関すること。

	(6) 災害救助法等による救助活動に関すること。
--	--------------------------

5 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東北農政局岩手県拠点	(1) 国土保全事業の推進に関すること。 (2) 営農指導方針の樹立及び技術指導に関すること。 (3) 種苗その他営農資材の確保に関すること。 (4) 災害資金の融通に関すること。 (5) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。 (6) 農地・農業用施設の災害復旧に係る技術者及び技術者の派遣調整に関すること。
東北森林管理局 岩手北部森林管理署	(1) 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。 (2) 山火事防止対策に関すること。 (3) 災害復旧用材の供給に関すること。
盛岡地方気象台	(1) 気象、地象及び水象の観測並びにこれらの成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報・注意報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
東北総合通信局	(1) 通信の確保に必要な措置に関すること。 (2) 通信システムの被害状況等の把握に関すること。 (3) 関係業界団体の協力のもと通信機器の確保に関すること。 (4) Lアラート（災害情報共有システム）の普及・促進に関すること。 (5) 非常通信協議会の指導育成に関すること。
東北運輸局	(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航の状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。
岩手労働局	(1) 事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) 被災労働者の救済に関すること。 (3) 被災労働者の就労斡旋に関すること。 (4) 復旧・復興工事における労働災害の防止に関すること。
東北地方整備局 岩手河川国道事務所	(1) 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 指定河川の洪水予警報の発表及び伝達に関すること。 (3) 水防活動の指導に関すること。 (4) 災害時における交通規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。

① 第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

	(5) 直轄公共土木施設の復旧に関すること。
--	------------------------

6 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(1) 電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧に関すること。
日本赤十字社 岩手県支部葛巻分区	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 災害時における血液の確保供給に関すること。 (3) 救援物資の配給に関すること。 (4) 義援金の受付に関すること。 (5) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 県知事及び町長からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 日本貨物鉄道(株)東北支社 I G Rいわて銀河鉄道(株)	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
東日本高速道路(株)東北支社	(1) 高速自動車道の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 (3) 高速自動車道の復旧に関すること。
日本通運(株)盛岡支店 北東北福山通運(株)盛岡支店 佐川急便(株)岩手支店 ヤマト運輸(株)岩手主管支店 岩手西濃運輸(株)	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
東北電力ネットワーク(株) 岩手支社	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における電力供給に関すること。

① 第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

	(3) 電力施設の災害復旧に関すること。
盛岡中央郵便局 葛巻町内郵便局	(1) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
㈱IBC岩手放送 ㈱テレビ岩手 ㈱岩手めんこいテレビ ㈱岩手朝日テレビ ㈱エフエム岩手	(1) 気象予警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
(公社)岩手県トラック協会 (公社)岩手県バス協会 岩手県交通㈱ 岩手県北自動車㈱ ジェイアールバス東北(株)	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
(一社)岩手県高圧ガス保安協会	(1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。 (3) ガス施設の災害復旧に関すること。
(一社)岩手県医師会 (一社)岩手県歯科医師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力に関すること。

8 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
新岩手農業協同組合 岩手県農業共済組合 葛巻町森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 (2) 農林水産関係に係る県及び市町村が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 (3) 被災農林家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 (4) 被災農林家に対する種苗その他営農資材の確保のあっせんに関すること。
葛巻町商工会	(1) 災害時における物価安定についての協力に関すること。 (2) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。
岩手県社会福祉協議会 葛巻町社会福祉協議会	(1) 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。 (2) 防災ボランティアの連絡調整に関すること。
医療機関	(1) 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 (2) 災害時における負傷者等の収容及び医療救護に関すること。
一般運送事業者	災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給事業者	災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に関すること。

① 第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

	(2) 災害時における収容者の避難誘導に関すること。
水道事業者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における飲用水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。
報道事業者	(1) 災害状況及び災害対策についての報道に関すること。 (2) 知事及び町長からの要請に基づく災害報道に関すること。 (3) 防災知識の普及啓発に関すること。
公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。
葛巻町婦人消防協力隊	災害時における奉仕活動及び協力に関すること。

第6節 葛巻町の概況及び災害要因

第1 町の位置

本町は、岩手県の東北部に位置し、北は九戸郡九戸村、東は久慈市、下閉伊郡岩泉町、西は二戸郡一戸町、岩手郡岩手町、南は盛岡市に接しており、北上山地の中にあつて内陸部と太平洋のほぼ中間に位置している。

総面積は約435平方キロメートルで、東西は27.2キロメートル、南北は31.3キロメートルとやや南北に長い地形になっている。

葛巻町役場の位置は次のとおりである。

名 称	所 在 地	東 経	北 緯	標高
葛巻町役場	岩手県岩手郡葛巻町葛巻第16地割1番地1	141° 26' 28"	40° 02' 11"	390m

本町における土地利用の状況は次表のとおりである。

土地利用の状況（地目別面積）

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
田	558	1.3
畑	2,813	6.5
宅 地	295	0.7
山 林	25,830	59.4
牧 場	879	2.0
原 野	1,410	3.2
雑種地	69	0.1
その他	11,642	26.8
合 計	43,496	100.0

(令和5年度現在 資料：住民会計課「固定資産税概要調書」)

第2 自然環境

1 地形・地質

本町は、岩手県の北東部に位置し、周囲は1,000メートル級の山々に囲まれた山間地帯で、全体の約84パーセントが森林で占められている。標高は高く面積のほとんどが400メートル以上で、急峻な山岳と溪谷、そして、なだらかな高原が織りなす変化に富む地形を示している。

町を南北に流れる馬淵川は、袖山高原にその源を発して、遠く青森県八戸市で太平洋に注いでおり、この馬淵川とその支流沿いに耕地が開け集落が形成されている。山の斜面は森林

として、頂上部は牧場として活用されている。

また、白樺とツツジの景勝地である久慈平庭県立公園をはじめ、土谷川、袖山、上外川等の高原は環境道路で結ばれており、すばらしい自然景観となっている。

地質は、大部分が古生層で花こう岩が主体となっているが、馬淵川本流域及びその支流流域は沖積層からなり、主要な農耕地を形成している。

また、県内には数多くの断層がみられ、当町北部にも折爪断層が延びており、この断層を含め将来起こることが懸念される地震の予知については、現状では難しいが、災害への備えは万全でなくてはならない。

2 気 候

本町の気候は、北上山系北部の標高の高い地帯に位置しているため、内陸型で寒暖の差が激しく、高原ないし盆地的な気候を示す地区が多く、県内では気温は低温地帯に属している。

年降水量は、1,000ミリメートル前後で、県内でも降水量が少ない方である。

また、本町の年間最深積雪も県内では少なく100センチメートルを超えることは稀であり、平均値（1990年から2020年の平均）は、わずかに55.3センチメートルである。

なお、6～9月に降水量が多いことをみると、本町は梅雨型、台風型の特徴を表していると考えられる。

本町は、自然条件からみて台風、洪水、地震等の災害発生原因を内包しており、これらの災害防止と住民の安全を守ることは町の基本的な責務であり、関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。

第3 社会的要因

1 人 口

本町の人口は、令和2年の国勢調査では、5,634人で、昭和35年の15,964人をピークに減少し続けており、平成27年国勢調査と比較すると11.2パーセント減少している。また、最近の人口移動の推移をみると、自然増減は平成に入った頃から死亡が出生を上回っているが、転出超過は減少傾向にある。

年齢階層別人口では、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の占める割合が年々減少しており、老年人口が増え、早いテンポで高齢化が進んでいる。高齢化が進むことによる要配慮者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

2 産 業

(1) 農業・林業

北上高地の北部山間高冷地にある本町は、地域の特色を生かした園芸作物の振興、足腰の強い畜産経営体の育成を目指して、認定農業者を中心とした中核的な農業者を育成しながら意欲的な農業者を支援し、多様な農業の振興を図っている。

町の基幹産業である酪農は、明治25年に乳牛が導入されて以来、130年余にわたる歴史を刻んでいる。この間、改良、増殖の努力が重ねられ、現在では飼養頭数、生産量ともに東

北一の酪農郷を実現している。

本町では、酪農のほか、収益性の高い高冷地野菜、リンドウ、葉たばこなどの畑作振興に努め、高原のメリットを生かした複合経営の充実を図り、農家所得の向上に力を注いでいる。

一方、本町は約36,000ヘクタールに及ぶ広大な林野を有しており、豊富な森林資源を活かした林業をはじめ、山ぶどうやシイタケなどの特産物の振興を図っている。

(2) 商業・工業

本町は、独自の商圈を築いてきたが、近年においては、モータリゼーションの進展、近隣市町への大型店の進出等により、購買スタイルが変わってきている。

町の中心地区に商店街があり、役場をはじめとする公共施設、商業、サービス業、居住等様々な機能が国道281号沿線に集中している。この地区には迂回路がないことから、災害時には防災力を弱め、被害を大きくする要因と危惧されていたが、馬淵川沿いの堤防を嵩上げ及び幅員拡張の改良工事を実施し、令和元年9月に茶屋場・田子間に町道茶屋場田子線が開通したことで交通の利便性と防災力の向上が期待される。

3 交通

町の重要幹線である国道、県道のうち、国道281号、国道340号は改良、舗装されている。

しかし、時間短縮、安全走行の確保のための急カーブの解消、自歩道の設置については今後の課題である。

主要地方道一戸葛巻線は、八戸自動車道一戸インターチェンジや東北新幹線二戸駅へのアクセス道路としての整備が求められる。

町道の現況は205路線312キロメートルに及び、その整備状況は改良率72.3パーセント、舗装率60.8パーセントとなっている（令和5年度末現在）。

幹線町道については、国道、県道と一体的なネットワークとしての機能を発揮できるような路線にするとともに、住民生活に密着したスクールバス路線、患者輸送路線及び集落内を結ぶ生活路線については、良好な生活環境の確保のため、国・県の補助を得ながら更に整備促進に努める。

ますます進行する高齢化社会に伴い、増加する高齢者や子供等の交通弱者に対応するため、また、災害時の避難及び応急物資受入れのための緊急輸送路の確保のためにも、公共交通機関の整備の計画的な実施を推進する。

第7節 防災の基本計画

防災対策の基本は災害予防であり、水害や土砂災害を未然に防ぐための町土の保全事業の推進が欠かせない。災害を引き起こす要因となる無秩序な開発や、農地・森林等の荒廃を防ぎ、豊かな自然環境を育成することが必要である。また一方で、災害時においても機能できる道路、水道等のライフラインの計画的な整備を図る必要がある。

さらに、地震災害のように突然襲いかかってくる災害にも対処できる初動体制の確立を図るとともに、住民の防災意識を高めることが被害を最小限に食い止めることにつながる。町は、盛岡地区広域消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）をはじめ、関係機関と連携し、災害時において、迅速で適切に対応できる組織・体制づくり、危機管理等のシステムづくりを推進する。

第1 風水害

本町の過去における主な風水害は、台風では昭和23年9月の「アイオン台風」来襲時の、田の沢上流の堤防決壊による被害、昭和56年8月の台風15号による戦後最大の風害といわれた強風による建物への被害、平成28年8月の台風10号の被害がある。

そのほか、昭和58年4月、昭和63年8月、平成2年9月、平成5年7月、平成14年7月、平成18年10月、平成22年8月、平成23年9月、令和4年8月にいずれも大雨や突風に見舞われ、農業施設や道路施設などに大きな被害を被った。

これらの教訓から、まず災害の未然防止対策の徹底に努めるとともに、今後の開発計画、森林伐採計画等の検討に当たり、予防治山や河川工事の促進などについて関係機関、関係団体との協議を深め、住民の民生安定と生命、財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する必要がある。

また、災害時には、音声告知放送及び緊急情報伝達システムの活用をはじめ通信網の整備を図り、町（災害対策本部）からの住民に対する警戒避難体制を強化して被害を最小限にとどめるように努めなければならない。

第2 火災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防思想の高揚に努めるとともに、自主防災組織や民間企業の自衛消防組織の確立を図る必要がある。

なお、消防力の充実強化については、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、第6次地震防災緊急事業5箇年計画に基づく推進と相まって、今後、計画的に整備を図っていく。また、

消防団員の研修及び訓練の強化についても積極的に推進する。

第3 震災

岩手県及びその周辺の地震は、過去の記録から見ると、1994年の三陸はるか沖の地震や1995年の岩手県沖の地震等がある。また、2011年3月11日には東日本大震災が発生している。本町においては幸い大きな被害はなかったものの、周辺にはいくつかの断層があり、予断は許されない。

地震のように不意に発生する自然災害に際しては、その地域の総力を挙げた緊急対応が必至である。このため平常時から災害に備えるべく公共施設をはじめ耐震診断等を実施し、結果によっては耐震補強を行うなど、第6次地震防災緊急事業5箇年計画と併せて、今後の地震防災体制の強化を図っていく必要がある。

第4 火山災害

本町から約40キロメートルの距離に位置する岩手山周辺において、1995年9月15日にマグマの活動に係わるとされる火山性微動が長時間観測された。岩手山は常時観測対象火山ではないが、東北大学大学院理学研究科附属地震・噴火予知研究観測センター、気象庁などが、地震計、傾斜計、歪計、GPS、磁力計などを設置して観測の強化に乗り出した。

また、十和田火山の災害想定では、大規模噴火の場合には風向きによって30センチメートル以上の降下火砕物の影響があるとされている。

本町においては、直接甚大な被害はないと思われるが、大規模な噴火が起きた場合には、降灰等の被害が予想される。このため、日頃から火山災害に対する住民の知識と防災意識の普及を図っておく必要がある。

第5 要配慮者への配慮

全ての災害に対して、要配慮者である高齢者や障がい者等、あるいは観光客への万全の安全対策を講ずる。また、消防本部や防災関係機関、関係団体との連携を密にし、有事の際は即対応できるよう体制づくりに努める。

第6 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が処理する防災業務について、自発的に協力する。

1 住民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、住民はこの観点に立ち、地域ぐるみの住民の自主防災組織を育成強化し、日頃から自主的に災害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする町・消防本部等の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。

また、住民は、災害に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然

に防止し、あるいは最小限にとどめるため、相互に協力するとともに、町が実施する防災業務について、自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、町及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

第8節 被害想定

本計画の策定に当たって、本町の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

第1 風水害

岩手県において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置づけ、それぞれの対策を講ずる。

第2 地震

地震については、これまで、本県における過去の地震災害の発生状況と、近年、阪神淡路大震災、東日本大震災など大規模な地震災害が発生している状況を踏まえ、家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的として本計画を策定する。

気象庁震度階級と関連する事象の解説（抄）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。

① 第8節 被害想定

4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。